企画財政課財政係
令和 8 年 10 月 8 日

令和 7 年度決算に基づく財政健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成 19 年 6 月に公布されました。これにより、平成 19 年度決算から財政健全化にかかる各指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・公営企業ごとの資金不足比率）の公表及び議会への報告、さらに監査委員による審査が義務付けられました。

また、平成 20 年度決算からは、4 つの指標のいずれか一つに抵触した場合、「早期健全化基準」を超える団体は早期健全化計画の策定と外部監査が義務付けされ、「財政再生基準」を超える団体では、財政破綻状態とみなされて財政再生計画を策定のうえ起債が制限されるなど、国の監視下のもと財政健全化を進めることとなります。同じように、資金不足比率についても、「経営健全化基準」を超えると当該公営企業の経営状況が悪化した要因の分析結果を踏まえて、経営健全化計画を策定しなければなりません。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の２段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により、地方公共団体の財政状況を明らかにするものとされています。

本町の令和 7 年度決算に基づく算定結果は以下のとおり、全ての比率で基準を下回り、町の財政が健全であるという結果になりました。

〇健全化判断比率の状況　［単位：%］

	早期健全化基　準	財政再生基　準	R3	R4	R5	R6	R7
実質赤字比率	15.0	20.0	－	－	－	－	－
連結実質赤字比率	20.0	30.0	－	－	－	－	－
実質公債費比率	25.0	35.0	11.5	12.0	11.6	11.2	10.2
将来負担比率	350.0		－	－	－	－	－
公営企業における資金不足比率	経営健全化基準 20.0		－	－	－	－	－

※「-」は、当該比率が生じていないことを表しています。

※実質公債費比率が 18.0%以上になると、地方債の発行は原則として許可制となります。

（１）実質赤字比率（普通会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率）

【対象】一般会計

【状況】黒字のため比率なし　（前年度　比率なし）

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模…税収、地方交付税、各種交付金（地方譲与税等）などの使途が特定されない収入の総額の標準的な規模を表します。

＜令和７年度標準財政規模＝3,552,468 千円＞

会計名称	実質収支額
一般会計	772,587 千円

（２）連結実質赤字比率（全会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率）

【対象】公営企業会計を含む全会計

【状況】全会計において黒字、又は資金不足なしのため比率なし　（前年度　比率なし）

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

会計名称	実質収支額
一般会計	772,587 千円
国民健康保険事業会計	5,978 千円
後期高齢者医療事業会計	585 千円
介護保険事業会計	8,713 千円

※全会計黒字

会計名称	資金不足額・剰余額
水道事業会計	327,940 千円
病院事業会計	251,281 千円
公共下水道事業会計	83,082 千円
農業集落排水事業会計	9,107 千円
宅地造成事業特別会計	0 千円

※全会計資金不足なし

（３）実質公債費比率（公債費及び公債費に準じる経費の標準財政規模に対する比率）

【対象】一般会計公債費、公営企業繰出（公債費分）、西村山広域行政事務組合への公債費分担金等

【状況】10.2%（前年度 11.2%　前年度比▲1.0%）

単年度で見た場合、分母となる普通交付税額が増加（+103,617 千円）し、元利償還金の額が減少（▲20,245 千円）したため、前年度比 1.15 ポイント程度比率が下がり 9.33%となった。3 ヵ年で見た場合において、R5 10.93%、R6 10.48%、R7 9.33%となり、3 カ年平均の実質公債費率において 10.2%となった。

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模―（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）}}$$

算定項目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
①元利償還金	691,421 千円	662,249 千円	642,004 千円
②水道･病院・簡易水道・公共下水道･農業集落排水事業繰出金のうち地方債の償還に充てた額	117,853 千円	128,476 千円	127,896 千円
③西村山広域行政事務組合負担金のうち地方債の償還に充てた額	18,476 千円	18,738 千円	18,381 千円
④債務負担行為の地方債に係る額（利子補給）	5,709 千円	9,588 千円	0 千円
⑤一時借入金の利子	0 千円	0 千円	0 千円
⑥特定財源＜減算項目＞	2,054 千円	2,031 千円	2,044 千円
⑦基準財政需要額に算入された災害復旧費等の計＜減算項目＞	516,649 千円	509,099 千円	501,490 千円
計【分子】 ①＋②＋③＋④＋⑤－⑥－⑦	314,756 千円	307,921 千円	284,747 千円
⑧標準税収入額	878,877 千円	882,201 千円	890,709 千円
⑨普通交付税額	2,503,135 千円	2,558,142 千円	2,661,759 千円
⑩臨時財政対策債発行可能額	14,198 千円	6,609 千円	0 千円
⑪基準財政需要額に算入された災害復旧費等の計＜減算項目＞	516,649 千円	509,099 千円	501,490 千円
計【分母】⑧＋⑨＋⑩－⑪	2,879,561 千円	2,937,853 千円	3,050,978 千円
実質公債費比率(単年度)	10.93%	10.48%	9.33%

実質公債費比率（3 ヵ年平均）	10.2%

（４）将来負担比率（一般会計等の将来負担の標準財政規模を基本とした額に対する比率）

【対象】地方債残高、債務負担行為予定額、公営企業への繰出見込額、西村山広域行政事務組合への分担金予定額、町職員退職手当負担見込額等

【状況】比率なし　（前年度　比率なし）

将来負担額である地方債の現在高(▲295,660 千円)の減少と充当可能基金(+3,448 千円)の増加もあり令和７年度も比率なしとなった。

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}-(\text{充当可能基金}+\text{特定財源見込額}+\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}-(\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

算定項目	金額
①地方債の現在高	5,232,091 千円
②債務負担行為支出予定額	0 千円
③水道･病院・簡易水道・公共下水道・農業集落排水事業への地方債償還へ充てるための繰出見込額	931,042 千円
④組合等負担等見込額 (西村山広域行政事務組合公債費充当負担金)	▲1,657 千円
⑤退職手当負担見込額 (対象年度末で自己都合により特別職を含む全職員が退職すると仮定した場合の退職手当負担金のうち一般会計で負担する額)	891,888 千円
⑥設立法人の負債額等負担見込額(対象法人：なし)	0 千円
⑦組合等連結実質赤字額負担見込額 （対象組合：西村山広域行政事務組合、山形県市町村職員退職手当組合、山形県消防補償等組合、山形県自治会会館管理組合、山形県後期高齢者医療広域連合）	0 千円
⑧　①～⑦計【将来負担額】	7,053,364 千円
⑨地方債償還額等への充当可能基金	3,861,801 千円
⑩地方債償還額等への充当可能特定財源	0 千円
⑪普通交付税基準財政需要額算入見込額	4,242,014 千円
⑫　⑨～⑪計【充当可能財源】	8,103,815 千円
計【分子】⑧－⑫	▲1,050,451 千円
⑬標準財政規模	3,552,468 千円
⑭基準財政需要額に算入された災害復旧費等の額	501,490 千円
計【分母】⑬－⑭	3,050,978 千円
将来負担比率	－

○公営企業における資金不足比率の状況

資金不足比率：資金不足額（流動資産から流動負債を除した額）の事業の規模に対する比率（公営企業ごと）

【対象】水道事業会計、病院事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計

【状況】対象となる全会計において不足額が生じないため比率なし　（前年度　比率なし）

【算定式】

$$資金不足比率 = \frac{資金不足額}{事業の規模}$$

区分	資金不足比率	資金不足・剰余額	事業規模
水道事業会計	ー	327,940 千円	106,270 千円
病院事業会計	ー	251,281 千円	422,755 千円
公共下水道事業会計	ー	83,082 千円	43,959 千円
農業集落排水事業会計	ー	9,107 千円	4,114 千円